

第29回 鬼北町農業委員会総会 議事進行原稿

1. 開催日時 令和元年11月20日(水) 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(13名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則
5	二宮正宏	6	有田亜佳	7	高田光一	8	芝貞弘
9	古用敏彦	10	山本一人	11	清家壽秋	13	谷口雄記
14	川平定計						

4. 欠席委員(1名)

12	青木武司
----	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第131号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第132号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第133号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第134号 非農地証明願について
- 日程第6 議案第135号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

6. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第29回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>農作業もほぼ終盤に入り来年に向けた水田の耕起を始めておられる方も多いかと存じます。さて本日は第29回農業委員会にあたり事務局より事前に資料が配布されており、その内容に従い慎重に審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、11名であります。</p> <p>有田委員、古用委員からやや遅れる旨の連絡を受けています。</p> <p>青木委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また、鎌田推進委員、末廣推進委員、柿本推進委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第29回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に7番 高田光一委員、8番 芝貞弘委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第131号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、芝委員より説明願います。</p>
芝委員	<p>議席番号8番 芝です。</p> <p>議案第131号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第131号 順位1番 説明】</p>
芝委員	<p>11月15日に譲渡人、譲受人、事務局2名、渡邊推進委員、私の計6名で</p>

	現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第131号 順位1番 説明】
芝 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、芝委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第131号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第131号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位2番について、中平委員より説明願います。
中 平 委 員	議席番号4番 中平です。 議案第131号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第131号 順位2番 説明】
中 平 委 員	11月15日に譲受人、事務局2名、渡邊康志推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第131号 順位2番 説明】
中 平 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、中平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第131号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第131号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位3番について、中平委員より説明願います。
中 平 委 員	議案第131号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番 の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第131号 順位3番 説明】
中 平 委 員	11月15日に譲受人、事務局2名、渡邊康志推進委員、私の計5名で現地 調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第131号 順位3番 説明】
中 平 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のす べてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、中平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第131号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番 は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第131号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第132号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に ついてを議題といたします。 順位1番について、事務局より説明願います。
事 務 局	事務局の岡崎です。 議案第132号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順 位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第132号 順位1番 説明】
事 務 局	11月15日に申請人の代理人、事務局2名、渡邊推進委員、私の計5名で 現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第132号 順位1番 説明】
事 務 局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。

議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第132号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第132号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第4 議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、中平委員より説明願います。
中平委員	議席番号4番、中平です。 議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第133号 順位1番 説明】
中平委員	11月15日に申請人、事務局2名、渡邊康志推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第133号 順位1番 説明】
中平委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、中平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、高田光一委員より説明願います。
高田委員	議席番号7番、高田です。

	議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第133号 順位2番 説明】
高田委員	11月18日に申請人の代理人、事務局2名、赤松剛推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第133号 順位2番 説明】
高田委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。よって、議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位3番について、高田光一委員より説明願います。
高田委員	議席番号7番、高田です。議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第133号 順位3番 説明】
高田委員	11月18日に申請人の代理人、事務局2名、赤松剛推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第133号 順位3番 説明】
高田委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位4番について、松岡照明委員より説明願います。
松 岡 委 員	議席番号3番、松岡です。 議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第133号 順位4番 説明】
松 岡 委 員	11月19日に申請人の代理人、事務局2名、末廣推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第133号 順位4番 説明】
松 岡 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第133号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第134号「非農地証明願について」を議題といたします。 順位1番について、高田光一委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号7番 高田です。 議案第134号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第134号 順位1番 説明】
高 田 委 員	11月18日に申請者の代理人、事務局2名、赤松剛推進委員、高田洋一委員、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第134号 順位1番 説明】
高 田 委 員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。

	ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第134号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第134号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第6 議案第135号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。なお、順位20番から28番は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。まず、順位1番から19番までを一括審議し、順位20番から28番は該当委員退席後に審議します。 順位1番から19番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第135号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第135号 順位1番から19番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位1番から19番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第135号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から19番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第135号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から19番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	〇〇委員は退席願います。

	(〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位 20 番から 24 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 20 番から 24 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 135 号 順位 20 番から 24 番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 20 番から 24 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 135 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 20 番から 24 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 135 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 20 番から 24 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇委員 着席)
議 長	〇〇委員は退席願います。
	(〇〇委員 退席)
議 長	続いて、順位 25 番から 28 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 25 番から 28 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 135 号 順位 25 番から 28 番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 25 番から 28 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。

